

立川市常勤特別職職員給与等支給条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 26 年 11 月 27 日

提出者 立川市長 清水 庄平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 204 条第 3 項の規定による。

立川市常勤特別職職員給与等支給条例の一部を改正する条例

立川市常勤特別職職員給与等支給条例（昭和36年立川市条例第3号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改後のように改める。

改正後	改正前
(期末手当)	(期末手当)
第2条の3 ……略……	第2条の3 ……略……
2 ……略……	2 ……略……
3 第1項に規定する期末手当の額は、それぞれの基準日現在において得 市長等が受けるべき給料の月額及び給料の月額に100分の20を乗じて得 た額の合計額に、6月に支給するものにあっては <u>100分の202.5</u> 、12月 に支給するものにあっては <u>100分の200</u> を乗じて得た額に、基準日以前 前6月以内の期間における別表第1に定める在職期間に応じて、同表 に定める割合を乗じて得た額とする。	3 第1項に規定する期末手当の額は、それぞれの基準日現在において得 た額の合計額に、6月に支給するものにあっては <u>100分の190</u> 、12月に 支給するものにあっては <u>100分の200</u> を乗じて得た額に、基準日以前6 月以内の期間における別表第1に定める在職期間に応じて、同表に定 める割合を乗じて得た額とする。

附 則

- この条例は、平成26年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- この条例による改正後の立川市常勤特別職職員給与等支給条例第2条の3の規定の施行日における適用については、同条第3項中「100分の212.5」とあるのは「100分の225」とする。